

ふくしま食の安全・安心 対策プログラム 【第3期】

平成30（2018）～32（2020）年度

福 島 県

（ふくしま食の安全・安心推進会議）

目 次

1	第3期プログラム策定の趣旨	1
2	基本的事項	1
	(1) 目的	
	(2) 計画期間	
	(3) 推進体制	
	(4) 進行管理	
3	前期（第2期）における成果目標の達成状況	2
4	プログラムの体系	4
5	事業の概要と目標	8

基本施策1 生産から消費に至る食の安全を確保します。

- (1) 安全な食品の生産と供給
- (2) 生産から消費に至る監視・指導の強化
- (3) 食品表示の適正化の推進
- (4) 食の安全を確保するための検査体制の充実
- (5) 食の安全に関する調査研究の推進

基本施策2 行政、食品関連事業者及び消費者の情報共有と相互理解を図り、信頼関係を構築し食の安心を実現します。

- (1) 食の安全に関する情報の共有と普及啓発の推進
- (2) 食の安全に関するリスクコミュニケーションの促進
- (3) 食の安全に関する県民の意見の施策への反映
- (4) 食育の推進

基本施策3 食品中の放射性物質対策に取り組み、より一層の食の安全・安心を確保します。

- (1) 安全な食品の生産に向けた放射性物質対策
- (2) 食品中の放射性物質検査と測定結果の情報発信
- (3) 飲用水の放射性物質検査と測定結果の情報発信
- (4) 食品中の放射性物質対策に伴う情報共有とリスクコミュニケーションの促進
- (5) 食品中の放射性物質対策に関する調査研究の推進

1 第3期プログラム策定の趣旨

平成23年3月11日に発生した東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の広範囲にわたる放出により、本県の食の安全・安心を取り巻く状況が大きく変化したことから、平成24年11月に食品中の放射性物質対策も踏まえた「ふくしま食の安全・安心に関する基本方針」と、具体的な取組みを体系化した「ふくしま食の安全・安心対策プログラム」を策定して、食品の安全の確保と安心の実現に向けて取り組んでまいりました。

平成29年度で終了した第2期プログラム（平成27年から平成29年度）の進捗及び達成状況を検証するとともに、社会環境の変化に伴う新たな課題等を踏まえ、第3期プログラムを策定し、食品のさらなる安全確保及び県民の食品に対する不安の解消に向けた施策を推進していきます。

2 基本的事項

（1）目的

生産から消費に至るすべての過程を通じた食品の安全対策を、県及び中核市が一体となって実施する各事業を体系化することで、このプログラムは、ふくしまにおける食の安全確保と安心の実現を目的としています。

（2）計画期間

平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの3年間とします。

（3）推進体制

県庁内の各部局及び中核市により構成される「ふくしま食の安全・安心推進会議」を中心に、全県横断的な体制で各事業を推進していきます。

また、消費者、生産者・製造者・流通業者、学識経験者で構成する「ふくしま食の安全・安心推進懇談会」における意見を施策に反映させながら、科学的な知見に基づく施策の推進と客観性の確保に努めます。

（4）進行管理

プログラムの進捗状況をわかりやすく確認できるよう、各基本施策の達成度を示す「成果目標」と、プログラム全体の達成度となる「総合指標」を設定し、年度終了毎に評価を行います。また、「ふくしま食の安全・安心推進懇談会」において前年度の成果目標と総合指標に関する意見を求め、次年度の施策に反映させます。

3 前期（第2期）における成果目標の達成状況

平成27年度から平成29年度までの第2期プログラムの実施により、指標とした成果目標の達成状況は以下のとおりです。（29年度は年度途中のための暫定値）

基本施策1 生産から消費に至る食の安全を確保します。					
指標名	26年度実績 (基準値)	実績(27~29年度)			29年度 目標値
		27年度	28年度	29年度	
GAP（農業生産工程管理）取組産地数	166産地	208産地	226産地	226産地	186産地
有機栽培・特別栽培面積 (水稲)	2,753 ha	2,232 ha	2,653 ha	2,610 ha	5,270 ha
HACCP承認施設における不良食品発生件数	0件	0件	0件	0件	0件
食品衛生法に基づく検査での残留農薬違反件数	0件	1件	0件	0件	0件
養殖出荷魚の残留薬品の検出回数	0件	0件	0件	0件	0件
毒化貝類の出荷件数	0件	0件	0件	0件	0件
動物用医薬品の製造・販売業者の適法状況割合	100%	100%	100%	100%	100%
食品製造施設に起因する不良食品発生件数	42件	38件	36件	29件	21件以下
食品営業施設・給食施設での食中毒発生件数	11件	10件	10件	18件	6件以下
食品の流通販売施設に起因する不良食品発生件数	16件	11件	18件	11件	8件以下
輸入食品での不良食品発生件数	0件	1件	0件	0件	0件
食品表示法に基づく表示不良食品の発生件数	57件	19件	31件	26件	28件以下
福島県試験検査精度管理における検査値の逸脱施設数	2件	4件	3件	4件	0件
食品衛生法上の不良食品発生件数 (規格基準違反件数)	9件	4件	5件	4件	4件以下

基本施策2 行政、食品関連事業者及び消費者の情報共有と相互理解を図り、信頼関係を構築し食の安心を実現します。

指 標 名	26 度実績 (基準値)	実績 (27~29 年度)			29 年度 目標値
		27 年度	28 年度	29 年度	
食品営業施設等・家庭における食中毒発生件数	20 件	15 件	19 件	23 件	10 件以下
(うち、毒きのこ等による食中毒発生件数)	2 件	3 件	4 件	1 件	0 件
講習会等で実施するアンケート調査において「食の安全・安心が確保されている」と回答した割合	63.2 %	57.8 %	59.7 %	68.3 %	26 年度以上
食育推進計画を作成している市町村の割合	79.7 %	79.7 %	78.0 %	86.0 %	100 %
福島県食育応援企業団の登録数	15 社	35 社	45 社	48 社	50 社以上

基本施策3 食品中の放射性物質対策に取り組み、より一層の食の安全・安心を確保します。

指 標 名	26 度実績 (基準値)	実績 (27~29 年度)			29 年度 目標値
		27 年度	28 年度	29 年度	
食品衛生法における放射性物質の基準値を超過して出荷、流通販売された食品の件数<食品衛生法上の違反食品件数>	0 件	0 件	2 件	0 件	0 件
水道水・飲用井戸水における放射性物質の管理目標値を超過した件数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

目標を設定した 21 指標の達成度合いの内訳は以下のとおりです。

- ① 目標を達成したもの 13 指標
- ② 基準値よりは上回ったもの 3 指標
- ③ 目標が達成できなかったもの 5 指標

達成できなかった指標については、第3期において目標が達成できるよう、また、達成できた指標についても、さらなる目標を設定し事業に取り組みます。

4 プログラムの体系

基本施策1 生産から消費に至る食の安全を確保します。

(1) 安全な食品の生産と供給

ア 安全な農林水産物の生産と供給

①農薬適正使用の推進（防除履歴の確認）	【環境保全農業課】
②食の安全・安心の推進（GAPの推進）	【環境保全農業課】
③「環境と共生する農業」の啓発	【環境保全農業課】
④有機栽培等の推進	【環境保全農業課】
⑤死亡牛のBSE検査の推進	【畜産課】
⑥安全・安心きのか栽培の推進	【林業振興課】

イ 安全な食品の製造加工

①食品製造・加工に関する技術相談	【産業創出課】
②食品等関連施設へのHACCP導入支援	【食品生活衛生課・中核市】
③飲料水関係施設の衛生確保	【食品生活衛生課・中核市】

(2) 生産から消費に至る監視・指導の強化

ア 生産段階における監視・指導の強化

①農薬適正使用の推進（啓発・指導）	【環境保全農業課】
②県産米のカドミウム対策	【水田畑作課】
③魚類防疫指導	【水産課】
④貝毒検査指導	【水産課】
⑤水産物産地市場衛生管理指導	【水産課】
⑥動物薬事監視・指導	【畜産課】
⑦飼料の安全確保強化の指導	【畜産課】

イ 製造・加工段階における監視・指導の強化

①食品を製造・加工する施設に対する監視指導	【食品生活衛生課・中核市】
②大量調理施設に対する監視指導	【食品生活衛生課・中核市】
③特定給食施設管理事業	【健康増進課】
④学校給食施設衛生管理指導	【健康教育課】

ウ 流通・販売段階における監視・指導の強化

①市場・大型小売店等の販売施設の監視・指導	【食品生活衛生課・中核市】
②卸売市場の品質管理指導	【農産物流通課】
③米トレーサビリティ法に基づく監視・指導	【環境保全農業課】

エ 輸入食品に対する監視・指導の強化

①市場・大型小売店等における輸入食品の監視・指導	【食品生活衛生課・中核市】
--------------------------	---------------

(3) 食品表示の適正化の推進

①食品の製造施設及び食品調理・販売施設の監視・指導	【食品生活衛生課・中核市】
②食品表示相談体制の充実	【食品生活衛生課】
③適正表示推進者養成講習会	【郡山市】
④食品表示の適正化指導（製造段階）	【環境保全農業課】
⑤食品表示の適正化指導（流通販売段階）	【環境保全農業課】
⑥表示等適正化事業	【消費生活課】
⑦表示制度の徹底、相談・普及	【健康増進課】

(4) 食の安全を確保するための検査体制の充実

①福島県試験検査精度管理	【薬務課】
②食品検査 GLP の実施	【薬務課】
③学校給食の自主点検の実施	【健康教育課】
④学校給食の食材の定期点検	【健康教育課】
⑤食品へ残留するおそれのある化学物質等の検査	【食品生活衛生課・中核市】
⑥食品汚染のおそれのある病原微生物の検査	【食品生活衛生課・中核市】
⑦食品の成分規格、添加物の使用基準の適合検査	【食品生活衛生課・中核市】
⑧食品及び施設の衛生状態を確認するための検査	【食品生活衛生課・中核市】
⑨と畜、食鳥検査及びモニタリング検査	【食品生活衛生課・中核市】

(5) 食の安全に関する調査研究の推進

①化学物質発生源の周辺環境調査	【水・大気環境課】
②化学物質使用量等の実態調査	【水・大気環境課】
③ダイオキシン類の環境モニタリング調査	【水・大気環境課】

基本施策2 行政、食品関連事業者及び消費者の情報共有と相互理解を図り、信頼関係を構築し食の安心を実現します。

(1) 食の安全に関する情報の共有と普及啓発の推進

①消費者への教育	【消費生活課】
②消費生活苦情処理体制の整備	【消費生活課】
③わかりやすい表示の相談・普及	【健康増進課】
④山菜・きのこによる食中毒防止等の啓発活動	【林業振興課】
⑤ファックスネットワーク事業	【郡山市】
⑥食品衛生ミニ情報事業	【郡山市】
⑦食中毒防止ポスターコンクール及びカレンダーの作成配布	【郡山市】
⑧食品衛生講習会の実施	【食品生活衛生課・中核市】
⑨HACCP 導入セミナーの開催	【食品生活衛生課】

(2) 食の安全に関するリスクコミュニケーションの促進

①食の安全・安心に関わる消費者・事業者・行政の懇談会の開催	【食品生活衛生課】
②郡山市食育推進協議会における情報、意見交換	【郡山市】
③食の安全に関するフォーラム等の開催	【いわき市】
④～食のこども探検隊～（一日食品衛生監視員体験）の開催	【いわき市】
⑤ジュニア食品安全ゼミナール	【郡山市】

(3) 食の安全に関する県民の意見の施策への反映

① ふくしま食の安全・安心推進懇談会の開催	【ふくしま食の安全・安心推進会議】
-----------------------	-------------------

(4) 食育の推進

①市町村食育推進計画作成の促進	【健康増進課】
②健康に配慮した食環境整備の推進	【健康増進課】

基本施策3 食品中の放射性物質対策に取り組み、より一層の食の安全・安心を確保します。

(1) 安全な食品の生産に向けた放射性物質対策

①【再掲】食の安全・安心の推進（GAPの推進）	【環境保全農業課】
②【再掲】食品等関連施設へのHACCP導入支援	【食品生活衛生課・中核市】
③ふくしま恵み安全・安心推進事業 【環境保全農業課、農産物流通課、水田畑作課、園芸課、林業振興課、水産課】	
④【再掲】安全・安心きのこ栽培の推進	【林業振興課】
⑤【再掲】食品を製造・加工する施設に対する監視指導	
	【食品生活衛生課・中核市】

(2) 食品中の放射性物質検査と測定結果の情報発信

①農林水産物等緊急時モニタリング事業 【環境保全農業課、水田畑作課、園芸課、畜産課、水産課、林業振興課】	
②米の放射性物質全量全袋検査	【水田畑作課】
③肉用牛の放射性物質全頭検査	【畜産課】
④豚肉等の放射性物質検査（出荷前の行政検査）	【郡山市】
⑤野生動物の放射性物質モニタリング検査事業	【自然保護課】
⑥加工食品等の放射性物質検査（出荷前・流通販売段階の行政検査） 【食品生活衛生課・中核市】	
⑦加工食品の放射能測定事業（事業者の自主検査）	【産業創出課】
⑧商工業者のための放射能検査支援事業（事業者の自主検査）	【産業創出課】
⑨自家消費野菜等放射能検査事業	【消費生活課】

⑩学校給食用食材の放射性物質検査	【健康教育課】
⑪学校給食用放射性物質モニタリング事業	【健康教育課】
⑫日常食の放射性物質モニタリング調査	【放射線監視室】

(3) 飲用水の放射性物質検査と測定結果の情報発信

①水道水の放射性物質モニタリング検査	【食品生活衛生課】
②飲用井戸水等の放射性物質モニタリング検査	【食品生活衛生課・中核市】

(4) 食品中の放射性物質対策に伴う情報共有とリスクコミュニケーションの促進

①食の安全・安心アカデミーシンポジウムの開催	【消費生活課】
②食と放射能に関する説明会（リスクコミュニケーション）	【消費生活課】
③【再掲】ふくしま恵み安全・安心推進事業 【環境保全農業課、農産物流通課、水田畑作課、園芸課、林業振興課、水産課】	
④飲用井戸水等の安全利用のための普及啓発	【食品生活衛生課】
⑤福島県農林水産物・加工食品モニタリング情報 【農産物流通課・食品生活衛生課】	
⑥【再掲】山菜・きのこによる食中毒防止等の啓発活動	【林業振興課】
⑦【再掲】食品衛生講習会の実施	【食品生活衛生課・中核市】
⑧【再掲】食の安全・安心に関わる消費者・事業者・行政の懇談会の開催 【食品生活衛生課】	
⑨食の安全に関するフォーラム等の開催	【いわき市】
⑩【再掲】ふくしま食の安全・安心推進懇談会の開催 【ふくしま食の安全・安心推進会議】	

(5) 食品中の放射性物質対策に関する調査研究の推進

①放射性物質除去・低減技術開発事業	【農業振興課】
-------------------	---------

5 事業の概要と目標

基本施策1 生産から消費に至る食の安全を確保します。

(1) 安全な食品の生産と供給

食品の安全性を確保するためには、生産者や製造加工者自らが食の安全に関する理解を深め、自主的に取り組むことが必要であることから、その取組を促進して、安全な食品の生産と供給を図ります。

【成果目標】

指標	基準値 (H29年度実績)	目標値 H32(2020)年度
GAP（農業生産工程管理） 取組産地数	（集計中）	⇒ 242 産地
有機栽培・特別栽培認証面積（水稻）	（集計中）	⇒ 6,632 ha
HACCP 導入状況 ・大規模、広域流通品を製造する施設（基準A） ・上記以外の中小規模の施設（基準B）	基準A：約 25% 基準B：未導入	⇒ 基準A：100% 基準B：50%

【具体的な取組み】

ア 安全な農林水産物の生産と供給

①薬適正使用の推進（防除履歴の確認） 【環境保全農業課】

農産物の生産段階での農薬散布履歴の記帳はもとより、JA等生産団体が農産物出荷前に農薬使用履歴をチェックする体制を促進します。

②食の安全・安心の推進（GAPの推進） 【環境保全農業課】

認証GAP（主にグローバルGAP、JGAP、FGAP）の取得を推進し、福島県産農産物の安全・安心確保を図ります。

③「環境と共生する農業」の啓発 【環境保全農業課】

たい肥等を活用した土づくりや化学農薬・肥料の削減を一体に行う「持続性の高い農業生産方式」の導入を促進し、これらの技術を導入する「エコファーマー」を育成することにより環境と共生した農業を積極的に普及します。

④有機栽培等の推進 【環境保全農業課】

有機栽培・特別栽培による産地づくりを進めるため、有機栽培・特別栽培に関する農業者、消費者、流通関係者、行政機関等の関心と理解の促進に努めます。

⑤死亡牛のBSE検査の推進

【畜産課】

畜産物の安全性を確保するため、「牛海綿状脳症対策特別措置法」の規定に基づき、死亡牛についてBSE検査を実施します。

⑥安全・安心きのこ栽培の推進

【林業振興課】

本県のきのこ生産者を対象に、県が市町村及び関係団体と協力して「福島県安心きのこ栽培マニュアル」に基づく栽培方法の指導を実施します。このマニュアルは、より安心なきのこを求める消費者の要望を応えるため、農薬等を一切使用しない栽培方法を基本とした栽培マニュアルであり、併せてGAP（農業生産工程管理）の実践にもつながる内容となっています。平成29年度には改正を行い、国の「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に準拠したことにより、FGAP（きのこ）の点検・評価シートにも使用されています。このマニュアルに基づく栽培方法を普及指導することで、安全なきのこの生産と供給を促進します。

イ 安全な食品の製造加工

①食品製造・加工に関する技術相談

【産業創出課】

多様化する消費者ニーズに対応して食品加工の現場で生じる様々な技術的課題に対し、適切なアドバイスを行います。

②食品等関連施設へのHACCP導入支援

【食品生活衛生課・中核市】

全ての食品等関連施設に対し、衛生管理の国際標準となっているHACCPの導入を支援し、本県産加工食品の安全性向上及び製造加工施設の信頼確保を図ります。

③飲料水関係施設の衛生確保

【食品生活衛生課・中核市】

飲料水及び食品の製造に使用する原材料や器具・機材等の洗浄水として供給される水道水等の安全性を確保するため、水道施設や井戸水源等の適正な管理について指導・助言を行います。

（2）生産から消費に至る監視・指導の強化

食品の安全性を確保するため、生産から消費に至る各段階において、これに関わる生産者、食品関連事業者に対する監視・指導を行います。

【成果目標】

指標	基準値 (H29 年度実績)	⇒	目標値 H32(2020) 年度
毒化貝類の出荷件数	0 件	⇒	0 件
動物用医薬品の製造・販売業者の適法状況割合	100 %	⇒	100 %
食品製造施設に起因する不良食品発生件数	29 件	⇒	15 件以下
食品営業施設・給食施設等での食中毒患者数	263 名 (過去3年の平均患者数)	⇒	減少を目指す
上記のうち、死亡者の発生、広域化した事例発生件数	0 件	⇒	0 件
食品の流通販売施設に起因する不良食品発生件数	11 件	⇒	6 件以下
輸入食品での不良食品発生件数	0 件	⇒	0 件

【具体的な取組み】

ア 生産段階における監視・指導の強化

①農薬適正使用の推進（啓発・指導）

【環境保全農業課】

福島県農薬適正使用推進方針に基づき、全県的には福島県農薬適正使用推進会議、農林事務所単位で地方農薬適正使用推進会議を設置して、農業者、関係団体等に農薬の適正使用を推進します。

②県産米のカドミウム対策

【水田畑作課】

米のカドミウム濃度が基準値（0.4 ppm 未満）を超えないための営農対策を行います。栽培管理・土壌管理（土壌改良資材の施用）等の営農指導、客土及び転作誘導を指導します。

③魚類防疫指導

【水産課】

養殖水産物の安全性確保のため、内水面水産試験場が講習会や巡回指導を実施し、養殖業者に対して水産医薬品等の適正使用に向けた指導を行います。

④貝毒検査指導

【水産課】

生産段階での貝類の安全性確保のため、貝毒の検査を実施します。

⑤水産物産地市場衛生管理指導 【水産課】

安全・安心な水産物を出荷するため、産地市場関係者に対して、様々な機会を活用して衛生管理の指導を行います。

⑥動物薬事監視・指導 【畜産課】

動物用医薬品の適正流通を図り、畜産物の安全性を確保するため、県内の動物用医薬品等製造業者及び販売業者に対し、動物用医薬品の適正販売等監視・指導のため立入検査による指導を実施します。

⑦飼料の安全確保強化の指導 【畜産課】

製造及び流通する飼料・飼料添加物の安全確保のため、飼料（飼料添加物）製造業者及び販売業者に対する立入検査を実施します。

イ 製造・加工段階における監視・指導の強化

①食品製造・加工する施設に対する監視指導 【食品生活衛生課・中核市】

広域に流通する食品を製造している施設に対する監視・指導を実施し、食中毒や不良食品の発生を未然に防止します。

＜対象施設＞

- ・ 広域流通食品を製造・加工する施設
- ・ 特産品を製造加工する施設
- ・ 一般飲食店
- ・ その他食品の製造・加工・調理する施設

②大量調理施設に対する監視指導 【食品生活衛生課・中核市】

一度に大量の食品を調理して提供する施設に対する監視・指導を実施し、食中毒や不良食品の発生を未然に防止します。

＜対象施設＞

- ・ 学校、病院、社会福祉施設等の給食施設
- ・ 旅館、ホテル
- ・ 仕出し屋、弁当屋

③特定給食施設管理事業 【健康増進課】

健康増進法に基づく給食施設の指導を実施することにより、給食の栄養状況の改善を図ります。

④学校給食施設衛生管理指導 【健康教育課】

市町村および県立学校の学校給食施設を訪問し、「学校給食実施基準」や「学校給食衛生管理基準」の遵守状況について指導・助言を行います。

ウ 流通・販売段階における監視・指導の強化

①市場・大型小売店等の販売施設の監視・指導 【食品生活衛生課・中核市】

食品の取扱量の多い以下の施設に対して、食品の衛生的な取扱い、適切な販売方法、食品表示の確認などの監視・指導を実施します。

＜対象施設＞

- ・ 卸売市場
- ・ 大型小売店
- ・ 観光地
- ・ その他販売店

②卸売市場の品質管理指導 【農産物流通課】

食品を安全に流通させるため、地方（その他）卸売市場の開設者をはじめとする関係者に対し意識啓発セミナーを開催します。

③米トレーサビリティ法に基づく監視・指導 【環境保全農業課】

集荷業者、米殻卸業者、小売業者及び外食店等に対する巡回調査等を実施し、適正な米殻流通に向けた指導・啓発等を行います。

エ 輸入食品に対する監視・指導の強化

①市場・大型小売店等における輸入食品の監視・指導 【食品生活衛生課・中核市】

輸入食品の取扱量が多く流通販売の拠点となる市場や大型小売店、また、輸入食品を原材料として使用している施設への監視・指導を実施します。

(3) 食品表示の適正化の推進

生産、製造・加工及び流通販売施設での食品表示の確認検査等を実施し、関係法令に基づいた適正な表示の指導を強化するとともに、事業者の食品表示に関する相談に対するための体制を整備します。

【成果目標】

指標	基準値 (H29年度実績)	目標値 H32(2020)年度
食品表示法に基づく表示不良食品の発生件数	26件	⇒ 13件以下

【具体的な取組み】

①食品の製造施設及び食品調理・販売施設の監視・指導 【食品生活衛生課・中核市】

アレルギー、期限表示、保存方法などの誤表示等による健康被害の発生を未然に防止するため、食品を製造・加工、調理及び販売している施設に対する監視・指導を実施し、適正な食品表示を指導します。

②食品表示相談体制の充実 【食品生活衛生課・中核市】

食品製造・加工施設に対する立入指導だけでなく、原材料や製法等が日々変更される製品に対する食品表示へ対応するため、事業者から積極的に保健所へ相談できる窓口を設置します。

③適正表示推進者養成講習会 【郡山市】

関係行政機関と連携し、加工食品の適正な表示を推進する中心的人材を養成する講習会を開催します。

④食品表示の適正化指導（製造段階） 【環境保全農業課】

適正な食品表示を推進するため、県内の食品加工業者に対して、食品表示法に基づく調査等を実施し食品の適正表示を指導します。

⑤食品表示の適正化指導（流通販売段階） 【環境保全農業課】

適正な食品表示を推進するため、県内の生鮮食品業者に対して、食品表示法に基づく調査等を実施し、食品の適正表示を推進します。

⑥表示等適正化事業 【消費生活課】

景品表示法に基づき、被疑事案について、調査、指導を行い、不当景品類・不当表示を防止します。

⑦表示制度の徹底、相談・普及 【健康増進課】

健康増進法または食品表示法に係る栄養表示、特別用途食品、いわゆる健康食品の表示等について適正なものとするため、食品営業者（製造者や販売者、広告を行う者等）を対象とした相談・指導、講習会等における普及を行います。

（４）食の安全を確保するための検査体制の充実

食品検査施設等における検査の精度管理の徹底を図るとともに、生産、製造・加工、流通・販売段階及び学校や社会福祉施設における消費段階において、幅広く食品の検査を行い、違反食品の排除を図るなど、食品の安全性を確保します。

【成果目標】

指標	基準値 (H29年度実績)		目標値 H32(2020)年度
福島県試験検査精度管理における検査値の逸脱施設数	4件	⇒	0件
食品衛生法上の不良食品発生件数 (農薬、添加物等の使用基準及び製造基準等の規格基準違反件数)	4件	⇒	0件

【具体的な取組み】

①福島県試験検査精度管理

【薬務課】

県内の検査機関の検査精度の確保を図る目的で精度管理事業を実施するとともに、食品及び細菌項目参加機関における検査結果の信頼性の確保を図ります。

②食品検査 GLP の実施

【薬務課】

衛生研究所の検査結果の信頼性を確保するため、毎年度、外部精度管理事業に参加し、検査精度の維持向上に努めます。

③学校給食の自主点検の実施

【健康教育課】

「学校給食衛生管理基準」および「福島県食品衛生法施行条例」に基づき、県立夜間定時制高等学校給食施設で調理加工された食品について、細菌等の検査を実施し、食中毒の防止を図ります。

④学校給食の食材の定期点検

【健康教育課】

「学校給食衛生管理基準」に基づき、県立学校の給食用に使用される食材の点検を実施し、食中毒の防止を図ります。

⑤食品へ残留するおそれのある化学物質等の検査

【食品生活衛生課・中核市】

生産段階で使用される農薬等の化学物質について、以下の検査を実施し違反品の排除に努めます。

＜検査対象項目＞

- ・ 県内、県外産及び輸入農産物の残留農薬

- ・ 県内で生産される食肉、卵、牛肉、魚介類等の動物用医薬品

⑥食品汚染のおそれのある病原微生物の検査 【食品生活衛生課・中核市】

汚染される可能性のある食品を検査し、違反食品の流通を防止し、適切な製造方法を指導します。

＜検査対象項目＞

- ・ 腸管出血性大腸菌
- ・ リステリア
- ・ その他病原微生物

⑦食品の成分規格、添加物の使用基準の適合検査 【食品生活衛生課・中核市】

食品衛生法に定める一般食品や遺伝子組換え食品の成分規格及び使用基準の定められている添加物について検査し、違反食品の流通を防止し、適切な製造方法を指導します。

⑧食品及び施設の衛生状態を確認するための検査 【食品生活衛生課・中核市】

流通している食品の汚染実態や製造施設等の衛生状態を確認し、食中毒や不良食品の発生を未然に防止するほか、事業者に対する指導に向けた調査研究を行います。

⑨と畜、食鳥検査及びモニタリング検査 【食品生活衛生課・中核市】

と畜検査及び食鳥検査として、専門の検査員が牛、豚、馬等や食鳥の生体検査、解体検査、内臓検査等を実施するほか、処理された食肉等の病原微生物及び動物用医薬品等の検査を実施し、汚染状況を把握し汚染された食肉及び鶏肉を排除します。

(5) 食の安全に関する調査研究の推進

食品の安全確保に向けた技術開発、調査研究等の推進を図るとともに、環境汚染物質等による環境及び食品への影響や汚染実態を把握します。

【具体的な取組み】

①化学物質発生源の周辺環境調査 【水・大気環境課】

県内の一般環境中への排出量が比較的多い化学物質について、主要な発生源周辺の環境濃度を調査し、事業者の自主的な化学物質の管理及びリスクコミュニケーションへの活用を促進する。

②化学物質使用量等の実態調査 【水・大気環境課】

化学物質使用事業者（PRTR 法届出対象事業者、化学物質適正管理指針対象事業者等）への調査等により、化学物質の適正管理及び使用実態の把握を促進する。なお、PRTR 法に基づき届出された化学物質排出量等を公表する。

③ダイオキシン類の環境モニタリング調査 【水・大気環境課】

大気、水質、土壌等の一般環境中のダイオキシン類濃度を調査し、環境基準等への適合状況を確認する。なお、調査結果については公表する。

基本施策 2 行政、食品関連事業者及び消費者の情報共有と相

互理解を図り、信頼関係を構築し食の安心を実現します。

（1）食の安全に関する情報の共有と普及啓発の推進

食品による健康被害の情報や食品の検査の結果などの情報について、各種広報媒体を活用して県民へ周知するとともに、消費者及び事業者を対象とする関わる講習会等を実施し、食の安全に対する意識の普及啓発を推進します。

【成果目標】

指標	基準値 (H29 年度実績)	目標値 H32(2020) 年度
消費者へのアンケート結果による不安に感じる原因別の結果	表示偽装	27 %
	添加物	20 %
	食中毒	15 %
	残留農薬	13 % ⇒ 減少を目指す
	遺伝子組換	13 %
	放射性物質	12 %
	※複数回答あり	

【具体的な取組み】

ア 安全な農林水産物の生産と供給

①消費者への教育 【消費生活課】

消費者被害等の未然防止を図るため、テレビ・ラジオによる広報等により、消費生活に必要な知識・情報を提供します。

②消費生活苦情処理体制の整備 【消費生活課】

消費生活全般に関わる消費者からの苦情や消費者被害等に関する相談を受け、助言・あっせんを行います。（食品安全に関する苦情等については、相談内容に応じて適切な関係機関を紹介します。）

③わかりやすい表示の相談・普及 【健康増進課】

健康増進法または食品表示法に係る栄養表示、特別用途食品、いわゆる健康食品の表示等について、消費者に正しい情報提供をすることで、食品選択に活用されるよう、相談や講習会等における普及を行います。

④山菜・きのこによる食中毒防止等の啓発活動 【林業振興課】

放射性物質検査により出荷等が制限されている山菜・きのこに関する情報提供や山菜・きのこによる食中毒防止のため、県内直売所や県民を対象に関係機関を通じた注意喚起等による普及啓発を行います。

⑤ファックスネットワーク事業 【郡山市】

登録している食品関連事業者に対し、ファクシミリを利用して迅速かつ効率的に食品衛生情報の提供を行います。

⑥食品衛生ミニ情報事業 【郡山市】

市内のスーパーマーケット等の食品販売事業者の協力を得て、当該事業者の作成する新聞折り込み広告チラシに、食品衛生に関する情報を掲載します。

⑦食中毒防止ポスターコンクール及びカレンダーの作成配布 【郡山市】

市内の小学生を対象にポスターコンクールを実施するとともに、最優秀作品を採用して翌年のカレンダーを作成し、関係機関に配布します。

⑧食品衛生講習会の実施 【食品生活衛生課・中核市】

食中毒や不良食品の発生を未然に防止するための食品等事業者を対象とする講習会を実施します。営業施設や集団給食施設等における営業者（設置者）や従事者を対象として、衛生的な食品の取扱い等の食品衛生の知識の普及を目的として講習会を開催します。

また、これらの施設における食品衛生責任者の養成又は再教育を目的とした食品衛生責任者養成（再教育）講習会を開催します。

さらに、一般消費者、食品関係事業者（団体）及び小・中学校等の教育機関からの依頼に基づき、各保健所や食肉衛生検査所の職員が出張し衛生講習会（出前講座）を行います。

⑨HACCP 導入セミナーの開催 【食品生活衛生課】

自主衛生管理である HACCP について、食品事業者だけでなく、消費者にも事業者の取組を知ってもらうためのセミナーを開催する。

(2) 食の安全に関するリスクコミュニケーションの促進

食の安全・安心について、行政、食品関連事業者及び消費者の相互理解を図るため、情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）を行います。

【具体的な取組み】

①食の安全・安心に関わる消費者・事業者・行政の懇談会の開催 【食品生活衛生課】

食中毒発生の可能性の高い夏季に、各保健所が食中毒防止対策、食品衛生思想の普及啓発を目的として、消費者及び食品関連事業者と食品衛生に関する意見交換会を開催します。

②郡山市食育推進協議会における情報、意見交換 【郡山市】

関係者相互の理解を深め、食品の安全確保の推進を図るため、消費者、生産者、製造者、販売者及び学識経験者による情報、意見交換を行います。

③食の安全に関するフォーラム等の開催 【いわき市】

食品の安全確保について、専門的かつ幅広い視野にたった基調講演、並びに、消費者・生産者・食品関連事業者・行政による意見交換を行います。

④～食のこども探検隊～（一日食品衛生監視員体験）の開催 【いわき市】

小学校を対象に、一日食品衛生監視員としてスーパーマーケットでの食品の取扱いや、食品を扱う人がどのような視点で食品を提供しているのかという点を確認してもらいながら、食品衛生に関する知識や食品に対する関心を高めてもらうことを目的としています。

⑤ジュニア食品安全ゼミナール 【郡山市】

食品の安全性について興味を持ち、冷静に判断する目を育てるため、中学生を対象にグループ対抗のクイズや意見交換を行います。

(3) 食の安全に関する県民意見の施策への反映

食の安全・安心は、行政による施策の実施だけでは達成できないことから、広く県民の意見を施策に反映させるため、ふくしま食の安全安心推進懇談会や県民からの意見提案など、県民のニーズの把握に努めます。

【具体的な取組み】

①ふくしま食の安全・安心推進懇談会の開催 【ふくしま食の安全・安心推進懇談会】

消費者、生産者、製造加工者、流通業者、学識経験者による懇談会を開催し、

消費者の食への不安や、食品の生産から消費に至る食品の安全確保に向けた生産者や事業者、行政の取組みなどに関する情報及び意見を交換し相互理解を図り、今後、実施する各種事業へ反映させます。

(4) 食育の推進

県民一人一人が、自らの「食」を見直し、望ましい食生活を実践し、生涯にわたる健康の保持増進と豊かな人間性をはぐくむことができるように、家庭、学校、地域が一体となって食育を推進するとともに、健康に配慮した食事を提供する施設の増加等、食環境整備を推進します。

【成果目標】

指標	基準値 (H29 年度実績)		目標値 H32(2020) 年度
食育推進計画を作成している市町村の割合	86 %	⇒	100 %
福島県食育応援企業団の登録数	48 社	⇒	50 社以上

【具体的な取組み】

①市町村食育推進計画作成の促進

【健康増進課】

食育基本法・食育基本計画及び第三次福島県食育推進計画に基づき、福島県民が生涯にわたって安全・安心で健やかに暮らせるための食育を推進するため、事業の実施主体となる市町村における計画の作成を推進します。

②健康に配慮した食環境整備の推進

【健康増進課】

健康増進法・食育基本法に基づき、福島県民が生涯にわたって安全・安心で健やかに暮らせるように、健康に配慮した食環境整備を推進します。

基本施策3 食品中の放射性物質対策に取り組み、より一層の

食の安全・安心を確保します。

(1) 安全な食品の生産に向けた放射性物質対策

食品の安全性を確保するため、生産者や製造加工者自らが放射性物質に関する理解を深め、自主的に取り組むことが必要であることから、放射性物質対策を含めた農林水産物の栽培管理に関する技術の普及、指導や加工食品の製造・加工工程における安全管理に関する監視、指導を行い、安全な食品の生産と供給に努めます。

【成果目標】

指標	基準値 (H29 年度実績)	目標値 H32(2020) 年度
食品衛生法における放射性物質の基準値を超過して出荷、流通販売された食品の件数<食品衛生法上の違反食品件数>	0 件	⇒ 0 件

【具体的な取組み】

①【再掲】食の安全・安心の推進（GAPの推進） 【環境保全農業課】

認証 GAP（主にグローバル GAP、JGAP、FGAP）の取得を推進し、福島県産農産物の安全・安心確保を図ります。

②【再掲】食品等関連施設への HACCP 導入支援 【食品生活衛生課・中核市】

全ての食品等関連施設に対して衛生管理の国際標準となっている HACCP の導入を支援し、本県産加工食品の安全性向上及び製造加工施設の信頼確保を図ります。

③ふくしま恵み安全・安心推進事業

【環境保全農業課、農産物流通課、水田畑作課、園芸課、林業振興課、水産課】

ふくしまの恵み安全対策協議会（関係者団体及び県を構成員として平成24年5月に設立）が運営する放射性物質検査結果等の情報公開システム「ふくしまの恵み農産物安全管理システム」により、消費段階での安全性の「見える化」を推進するなど、県内産地の安全性確保の取組みへの理解促進を図ります。

④【再掲】安全・安心きのこ栽培の推進 【林業振興課】

本県のきのこ生産者を対象に、県が市町村及び関係団体と協力して「福島県安心きのこ栽培マニュアル」に基づく栽培方法の指導を実施します。このマニュアルは、より安心なきのこを求める消費者の要望を応えるため、農薬等を一切使用しない栽培方法を基本とした栽培マニュアルであり、併せて GAP（農業生産工程管理）の実践にもつながる内容となっています。平成29年度には改正を行い、国の「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に準拠したことにより、FGAP（きのこ）の点検・評価シートにも使用されています。このマニュアルに基づく栽培方法を普及指導することで、安全なきのこの生産と供給を促進します。

⑤【再掲】食品製造・加工する施設に対する監視指導 【食品生活衛生課・中核市】

広域に流通する食品を製造している施設に対する監視・指導を実施し、食中毒

や不良食品の発生を未然に防止します。

(2) 食品中の放射性物質検査と測定結果の情報発信

食の安全・安心を確保するため、生産、製造・加工、流通、消費の各段階において食品中の放射性物質の検査を積極的に実施して、安全な食品の出荷、流通等を図るとともに、測定結果を迅速に情報発信して県民の健康保護に努めます。

【具体的な取組み】

①農林水産物等緊急時モニタリング事業

【環境保全農業課、水田畑作課、園芸課、畜産課、水産課、林業振興課】

農林水産物等の安全性の確保に向け、緊急時モニタリング検査を市町村や関係団体と連携して実施するとともに、その結果を消費者、流通業者に迅速に公表します。

②米の放射性物質全量全袋検査

【水田畑作課】

食品衛生法上の基準値を超過する米が出荷、販売されることがないように、県内で生産される全ての米を対象に、放射性物質検査を実施し、検査結果を速やかに公表します。県は、検査が適正に行われるよう、検査の主体である地域協議会等（市町村や関係機関・団体、集荷業者等で構成する協議会）の実施体制の整備支援や検査業務管理を行うとともに、ふくしまの恵み安全対策協議会と連携して、速やかに結果を公表します。

③肉用牛の放射性物質全頭検査

【畜産課】

本県から出荷する牛全頭を対象に放射性物質検査を実施し、食品衛生法上の基準値を超えた牛肉が流通しない体制を構築し、県産牛肉の安全・安心を確保します。

④豚肉等の放射性物質検査（出荷前の行政検査）

【郡山市】

市内と畜場において処理された豚、馬、めん羊等の各食肉（牛肉を除く）について、放射性物質検査を実施し、食品衛生法上の基準値を超過した食肉の流通を未然に防ぎ、食肉の安全・安心を確保します。また、検査結果は速やかに郡山市 Web サイトにて公表します。

⑤野生動物の放射性物質モニタリング検査事業

【自然保護課】

県内で捕獲された野生鳥獣の肉の放射線検査については、一般社団法人福島県猟友会に検体の採取、民間業者に検体のトリミングを委託して実施しています。調査を継続して実施することで、狩猟関係者をはじめ県民の生活環境の安

全・安心を確保しています。

なお、検査結果は、速やかに報道機関へ情報提供するとともに、県のホームページにお掲載しています。

⑥加工食品等の放射性物質検査（出荷前・流通販売段階の行政検査）

【食品生活衛生課・中核市】

加工食品の放射性物質検査については、県内のすべての保健所により、県内産農林水産物を原材料として製造・加工された食品を中心に、市場等へ出荷される前又は流通段階において検査を実施しています。

これまでの検査結果を踏まえ、放射性物質濃度の高かった乾燥きのこ類（乾しいたけ、乾燥きくらげ）、乾燥果実（あんぼ柿、干し柿等）、乾燥野菜（切り干し大根、いもがら等）の他、菓子類、漬物、そうざいや清涼飲料水など多種にわたる製造・加工品の放射性物質検査を実施し、食品衛生法上の基準値を超過する食品が市場等へ出回らないようにするとともに、検査結果について公表し県民の皆様に安心してもらうための情報提供に努めます。

⑦加工食品の放射能測定事業（事業者の自主検査）

【産業創出課】

県内の食品製造業における風評被害対策として、ハイテクプラザ及びハイテクプラザ会津若松技術支援センターにおいて、県内の食品加工業者を対象とした加工食品の放射性物質の検査を行い、検査に伴う事業者の負担軽減と検査の迅速化、検査頻度の向上を図るとともに、流通上の不安を払拭します。

⑧商工業者のための放射能検査支援事業（事業者の自主検査）

【産業創出課】

県内食品製造業者が身近で放射性物質検査を実施することができるよう、全県的な検査体制を構築するため、県内の10商工会議所と26商工会に簡易放射性物質測定器を配置し検査体制を維持するための補助を行い、風評被害の払拭と消費者への安全・安心を提供します。

⑨自家消費野菜等放射能検査事業

【消費生活課】

食品の安全・安心を確保するため、住民に身近な公共施設等に配備した放射性物質検査機器により、自家消費野菜、野生の山菜・きのこ類等の検査を無料で行います。

検査は県（消費生活センター）及び各市町村が主体となり、検査窓口に住民から試料（検体）を持ち込んでもらうことにより実施します。

検査結果については、各実施主体のホームページ等において公開します。

また、正確な検査結果を確保するよう、検査機器の適切な運用のための現地訪問・検査員向け研修を行います。

⑩学校給食用食材の放射性物質検査 【健康教育課】

児童生徒の安全・安心を確保するため、県立学校が使用する学校給食用食材の放射性物質について事前検査を行います。

⑪学校給食用放射性物質モニタリング事業 【健康教育課】

児童生徒のより一層の安心を確保する観点から、学校給食における放射性物質の有無や量について把握するため、希望する市町村および県立学校の給食を丸ごと検査し、市町村等に試料代を支払います。また、本事業の実施にあたっては、関係機関と連携・協力するとともに、検査結果を公表します。

⑫日常食の放射性物質モニタリング調査 【放射線監視室】

県内の一般家庭の日々の食事（日常食）に含まれる放射性物質の濃度を調査します。平成 29 年度からは避難指示が解除された区域を中心に調査を行い、住民帰還に資する指標データを得ています。

(3) 飲用水の放射性物質検査と測定結果の情報発信

水道水や飲用井戸水等の放射性物質検査を積極的に実施するとともに、測定結果を迅速に情報発信して、飲用水の安全と安心を確保します。

【成果目標】

指標	基準値 (H29 年度実績)	目標値 H32(2020) 年度
水道水・飲用井戸水における放射性物質の管理目標値を超過した件数	0 件	⇒ 0 件

【具体的な取組み】

①水道水の放射性物質モニタリング検査 【食品生活衛生課】

各市町村等の水道水源ごとの浄水の放射性物質のモニタリング検査を行います。

②飲用井戸水等の放射性物質モニタリング検査 【食品生活衛生課・中核市】

飲用井戸にかかる放射性物質モニタリング検査を行います。

(4) 食品中の放射性物質対策に伴う情報共有とリスクコミュニケーションの促進

放射性物質対策に関する最新情報を提供するとともに、放射性物質についての正しい知識の普及を図り、放射性物質に関する県民の疑問や不安解消に努めます。

【具体的な取組み】

① 食の安全・安心アカデミーシンポジウムの開催 【消費生活課】

県が主体となり、一般消費者を対象とした放射能の正しい知識についての説明や、著名人を含むパネルディスカッションを通して、放射能に関する理解に努めます。

② 食と放射能に関する説明会（リスクコミュニケーション） 【消費生活課】

県は、国・市町村と連携し、一般消費者を対象とした放射能の正しい知識についての学習会を支援します。この際、開催団体の要望に応じて放射能簡易検査の実演を行うことにより、放射能に関する理解の促進に努めます。

③ 【再掲】ふくしま恵み安全・安心推進事業

【環境保全農業課、農産物流通課、水田畑作課、園芸課、林業振興課、水産課】

ふくしまの恵み安全対策協議会（関係者団体及び県を構成員として平成24年5月に設立）が運営する放射性物質検査結果等の情報公開システム「ふくしまの恵み農産物安全管理システム」により、消費段階での安全性の「見える化」を推進するなど、県内産地の安全性確保の取組みへの理解促進を図ります。

④ 飲用井戸水等の安全利用のための普及啓発 【食品生活衛生課】

飲用井戸水等の使用に当たっての放射性物質対策に関する内容や、住民帰還後の飲用井戸水等の使用再開に向けた留意事項等を記載したパンフレットを作成するなど、安全な井戸の使用に向けた情報の提供と普及啓発を図ります。

⑤ 福島県農林水産物・加工食品モニタリング情報 【農産物流通課、食品生活衛生課】

【農産物流通課・食品生活衛生課】

県産農林水産物について、県がこれまでに実施したすべての放射性物質モニタリング検査の結果等を、品目別、地域別、地図などの多彩な項目から簡単に検索してご覧いただけるシステムを導入して、福島県のホームページに掲載しています。

また、平成24年8月より、加工食品の検査結果についても、ご覧頂けるようになりました。

なお、英語、中国語、イタリア語、韓国語による検索にも対応しています。

⑥ 【再掲】山菜・きのこによる食中毒防止等の啓発活動 【林業振興課】

放射性物質検査により出荷等が制限されている山菜・きのこに関する情報提供や山菜・きのこによる食中毒防止のため、県内直売所や県民を対象に関係機関を通じた注意喚起等による普及啓発を行います。

⑦【再掲】食品衛生講習会の実施 【食品生活衛生課・中核市】

食中毒や不良食品の発生を未然に防止するための食品等事業者を対象とする講習会を実施します。営業施設や集団給食施設等における営業者（設置者）や従事者を対象として、衛生的な食品の取扱い等の食品衛生の知識の普及を目的として講習会を開催します。

また、これらの施設における食品衛生責任者の養成又は再教育を目的とした食品衛生責任者養成（再教育）講習会を開催します。

さらに、一般消費者、食品関係事業者（団体）及び小・中学校等の教育機関からの依頼に基づき、各保健所や食肉衛生検査所の職員が出張し衛生講習会（出前講座）を行います。

⑧【再掲】食の安全・安心に関わる消費者・事業者・行政の懇談会の開催 【食品生活衛生課】

食中毒発生の可能性の高い夏季に、各保健所が食中毒防止対策、食品衛生思想の普及啓発を目的として、消費者及び食品関連事業者と食品衛生に関する意見交換会を開催します。

⑨食の安全に関するフォーラム等の開催 【いわき市】

食品中の放射性物質については、基準値の設定、検査体制の整備、生産現場での対策等が行われていますが、現在も市民の中には、放射性物質からの影響に大きな不安を抱える方々が依然としており、食の安全に関するフォーラム等を開催することにより、食品の安全確保について、専門的かつ幅広い視野に立った基調講演、並びに、消費者・生産者・食品事業者・行政による意見交換等を行い、市民のより一層の理解と安心を得ていただけるよう、放射性物質に関する食の安全・安心に対する不安等の解消や情報の共有化を図ることに努めています。

⑩【再掲】ふくしま食の安全・安心推進懇談会の開催 【ふくしま食の安全・安心推進懇談会】

消費者、生産者、製造加工者、流通業者、学識経験者による懇談会を開催し、消費者の食への不安や、食品の生産から消費に至る食品の安全確保に向けた生産者や事業者、行政の取組みなどに関する情報及び意見を交換し相互理解を図り、今後、実施する各種事業へ反映させます。

（5）食品中の放射性物質対策に関する調査研究の推進

食の安全・安心を確保するため、食品中の放射性物質の除去や低減等の技術開発、調査研究等の推進を図ります。

【具体的な取組み】

①放射性物質除去・低減技術開発事業

【農業振興課】

安全・安心な農林水産物の生産に向け、農業・林業・水産業それぞれの分野の試験研究機関が、放射性物質の除去技術や吸収抑制技術の開発等を行い、得られた知見や情報、対策技術を農林漁業者や関係機関・団体等へ提供していきます。